|  |
| --- |
| 　　　商業動態統計調査は、商業を営む事業所の事業活動の動向を明らかにするため、毎月実施しています。●調査対象　　全国の商業を営む卸売・小売事業所から経済産業大臣が指定した事業所及び指定した地域に所在する事業所で、大阪府では約1,300事業所が対象になります。●調査内容　　月間商品販売額・従業者数など●調査方法　　大阪府知事が任命した統計調査員が各事業所を訪問し、調査票を配付・回収します（郵送・オンラインによる提出も可能）。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　★提出された調査票は、統計作成の目的以外に使用されることはありません。また、この調査に従事する者が職務上知り得た秘密を他に漏らすことは、統計法で固く禁じられていますので、正確な数値を記入していただきますようお願いします。★調査事項について、統計調査員、大阪府又は経済産業省の担当職員が問い合わせをさせていただく場合があります。★もし、問い合わせに不審な点を感じられましたら、「かたり調査」も考えられますので、即答せずに大阪府までご連絡くださるようお願いします。447**商業動態統計**調査に関する詳しい内容は…〔お問い合わせ先〕　大阪府総務部統計課商工業動態グループ℡　06-6210-9209（直通） |

２０１７年６月号

（毎月１回発行）



大阪府総務部統計課

〒559-8555大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎19階／電話　06(6210)9196

統計課ホームページ　　<http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/>

再生紙を使用しています